

## 第8章 消防水利に関する基準

### 1 消防水利に関する法規定

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

#### 政令第25条

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

### 2 消防水利施設の計画

消防に必要な水利が十分でない場合に設置する貯水施設は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁告示の消防水利の基準に従わなければならない。

#### (1) 基準の目的

この基準は、市の消防に必要な最小限度の水利について定める。

#### (2) 消防水利施設

消防水利施設とは、次に例示するもので、消防法により指定されたものをいう。

ア 消火栓

イ 私設消火栓

ウ 防火水槽

エ プール

オ 河川・溝等

カ 濠・池等

キ 海・湖

ク 井戸

ケ 下水道

### 3 消防水利施設の給水能力

(1) 消防水利は、常時貯水量40m<sup>3</sup>以上、または取水可能量が毎分1m<sup>3</sup>以上、かつ40分以上連続給水能力があること。

(2) 消火栓は、呼称65mm口径のもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。

ただし、管網の一边が180m以下になるように配管されているときは、75mm以上とすることができる。相当の取水能力がある場合は、この限りでない。

(3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したときに(1)の給水能力があること。

### 4 消防水利施設の配置

(1) 防火対象物から1つの消防水利に至る距離が次表の数値以下となるように配置すること。なお、消防水利の配置は消火栓のみに偏ることのないようにすること。また、琵琶湖、河川、池等の自然水利は水深や流量が変わることがあるため、原則、下表の判定対象の消防水利に含めないものとする。

表8-1 消防水利に至る距離

| 用途地域       |                                  | 配 置 の 基 準         |              |
|------------|----------------------------------|-------------------|--------------|
|            |                                  | 年間平均風速4m/s未満（長浜市） | 年間平均風速4m/s以上 |
| 市街地及び準市街地※ | 近隣商業地域<br>商業地域<br>工業地域<br>工業専用地域 | 半径100m以下          | 半径80m以下      |
|            | その他の地域                           | 半径120m以下          | 半径100m以下     |

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 市街地又は準市街地以外の地域でこれに準ずる地域 | 半径140m以下 |
|-------------------------|----------|

※消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）

市街地：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率（街区（幅員4メートル以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。）における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。）がおおむね10%以上の街区の連続した区域または2以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が一万以上のものをいう。

準市街地：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が千以上一万未満のものをいう。

(2) 消火栓

河川、線路、高速道路等の状況により活動障害が生じないように設置すること。

(3) 防火水槽

ア 下表に基づき開発区域の面積等に応じて消火栓の他に耐震性を有する防火水槽を設置すること。

| 開発区域の面積・計画戸数(分譲宅地)                  | 防火水槽容量                               | 必要設置基数            |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 5ha未満または60戸未満 注1                 |                                      |                   |
| 1. 5ha以上3ha未満<br>または60戸以上120戸未満     | 40m <sup>3</sup>                     | 1基                |
| 3ha以上4. 5ha未満<br>または120戸以上180戸未満 注2 | 40m <sup>3</sup> (60m <sup>3</sup> ) | 2基 (1基)           |
| 4. 5ha以上または180戸以上 注3                | 40m <sup>3</sup> (60m <sup>3</sup> ) | 1. 5haまたは60戸ごとに1基 |

(注1) 消防水利が地形または給水事情により、消防活動上特に有効でなく防災主管部局が設置を必要と認める場合は、防火水槽1基を設置すること。

(注2) 消防水利、地形及び給水事情が良好で消防活動上支障ないと防災主管部局が認める場合は、防火水槽40m<sup>3</sup>2基を防火水槽60m<sup>3</sup>1基とすることができる。

(注3) 4. 5ha以上または180戸以上等大規模な開発行為により防火水槽を設置するときは、防火水槽40m<sup>3</sup>3基の場合は内1基を60m<sup>3</sup>容量とし、防火水槽60m<sup>3</sup>3基の場合は内1基を100m<sup>3</sup>容量とする。敷地形状等を考慮し、設置合計数、配置は防災主管部局の指示により決定する。

イ 既開発区域に隣接し同一の開発事業者により開発行為が行われる場合、既開発区域を含めた開発区域全体の面積や戸数に基づき、既存の消防水利の状況を考慮し防火水槽を設置するものとする。

(4) 次の条件を両方満たす場合、消防水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けなくてもよい。

ア 当該水利が、3（1）に定める水量の10倍以上の能力があること。

イ 取水のため、同時に5台以上の消防ポンプ自動車が部署できること。

(5) 消防水利施設を公共施設に設置する場合、公共施設の管理者（新たに公共施設を設置する場合は、公共施設を管理することとなる者）と十分協議すること。

## 5 消防水利施設の適合条件（給水能力を除く）

(1) 消火栓

構造は、3 消防水利施設の給水能力のとおりとする。近隣給水能力に配慮する必要があるため、防災主管部局が指示する構造とし、原則、設置後は市に引き継ぐものとする。

(2) 防火水槽

次の各号に適合するものとし、防災主管部局が指示するものを除き、原則、私設管理とする。

ア 原則、一般財団法人日本消防設備安全センターが認定する二次製品とし耐震性を有するものとする。

その他の構造で計画する場合は、事前に協議すること。

イ 防火水槽容量は40m<sup>3</sup>以上とすること。

ウ 地盤面からの落差が4. 5m以下であること。

エ 取水部分の水深が0. 5m以上であること。

オ 開発区域及び周囲の道路状況等により、消防活動上支障があり防災主管部局が設置を要すると認める場合は、採水口を設置すること。

カ 吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上または直径が0.6m以上であること。

また、投入孔は2か所設け、鉄蓋は防火水槽である旨を表示し、開発行為にかかる関係部局から指示がない場合は、蓋全体に黄色の塗色をするものとする。

(3) その他

消火栓、防火水槽とも、消防ポンプ自動車容易に部署できるものとする。

## 6 標識等の設置

設置場所は、原則、消防水利施設から5m以内の見やすい場所とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置となる場合はこの限りでない。標識等の規格等については原則下記のとおりとする。

支柱および標識板：新建植575型（丸ポール埋込型）

文字：「消火栓」または「防火水槽」

## 7 消防水利の管理

開発行為により設置された消防水利の管理者となる者は、設置された消防水利を都市計画法に基づく公共の福祉の理念のもと常に使用できる状態に維持し管理しなければならない。

また、開発行為後に管理者の変更や用途変更等がなされる場合についても同様とし、必要により防災主管部局と協議を行うこと。

## 8 消防活動空地

高さが15メートル以上または4階以上（地階を除く）の中高層建築物の建築を伴う開発事業を行う場合は、市長と協議のうえ、消防活動に必要な空地を確保すること。（長浜市開発事業に関する指導要綱第10条第2項）

参考：湖北地域消防本部消防活動用空地等設置指導基準（平成28年消防本部告示第1号）※次ページより

# ○湖北地域消防本部消防活動用空地等設置指導基準

平成 28 年 3 月 14 日  
消防本部告示第 1 号

## (目的)

第 1 条 この基準は、長浜市及び米原市の開発事業に関する指導要綱に基づき、中高層建築物に対する消防活動用空地等の設置指導に関して必要な事項を定め、湖北地域消防本部管内における中高層建築物の災害発生時において、有効な消防活動と避難時の安全性を確保するものとする。

## (対象範囲)

第 2 条 建築物の高さが 15 メートル以上又は 4 階以上（地階を除く）の中高層建築物で、原則として開発行為を行う事業者に対し、消防活動用空地及びこれに係る進入路の位置、構造及び設備について指導を行うものとする。

## (進入路の基準)

第 3 条 開発区域外の既存の道路及び開発行為に伴う道路（以下「既存道路等」という。）から消防活動用空地までの間に設ける進入路の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 進入路上の必要空間は、路面から高さ 4 メートル以下の部分に障害要因が存在しないこと。
- (2) 進入路は、消防車両が有効に運用できる有効幅員 4 メートル以上を確保するとともに、屈曲又は交差の状況に応じて隅切りを行うこと。なお、幅員隅切りの基準は別図 1 によるものとする。
- (3) 進入路は、既存道路等から屈曲する角度が 70 度以上で、かつ、既存道路等に接する部分から 13 メートル以上の長さを直線的に確保すること。
- (4) 進入路の縦断勾配は、原則として 10 パーセント以下とすること。ただし、進入口の縦断勾配は、6 パーセント以下とすること。
- (5) 進入路の地盤および構造は、はしご車の総重量 21 トンの荷重に耐えられるとともに、走行に支障とならない構造とすること。

## (はしご車を操作するための消防活動用空地の基準)

第 4 条 消防活動用空地は、次の各号の基準により確保するものとする。

- (1) はしご車を操作するため、建築物の外壁面等から 5 メートル以内に、はしご車が容易に接近できるよう幅 6 メートル以上、長さ 13 メートル以上の消防活動用空地を別図 2 に基づき確保すること。
- (2) 消防活動用空地は建築物の構造又は形状等を考慮し、非常用進入口又はバルコニー等に面していること。
- (3) 消防活動用空地及びその周辺（上空を含む）には、はしご車のはしご伸縮及び旋回に支障とならないよう工作物、樹木及び架空電線等を設置しないこと。
- (4) 消防活動用空地の地盤および構造は、はしご車の総重量 21 トン、最大ジャッキ負担荷重（10 kg/cm<sup>2</sup>）に耐える地盤支持力を有するものであること。
- (5) 消防活動用空地の勾配は、縦及び横方向ともに 5 パーセント以下であること。

2 消防活動用空地には、消防活動用空地の標識詳細図（別図 3）に示す標識の設置及び消防活動用空地の標示詳細図（別図 4）に示す標示を行うこと。

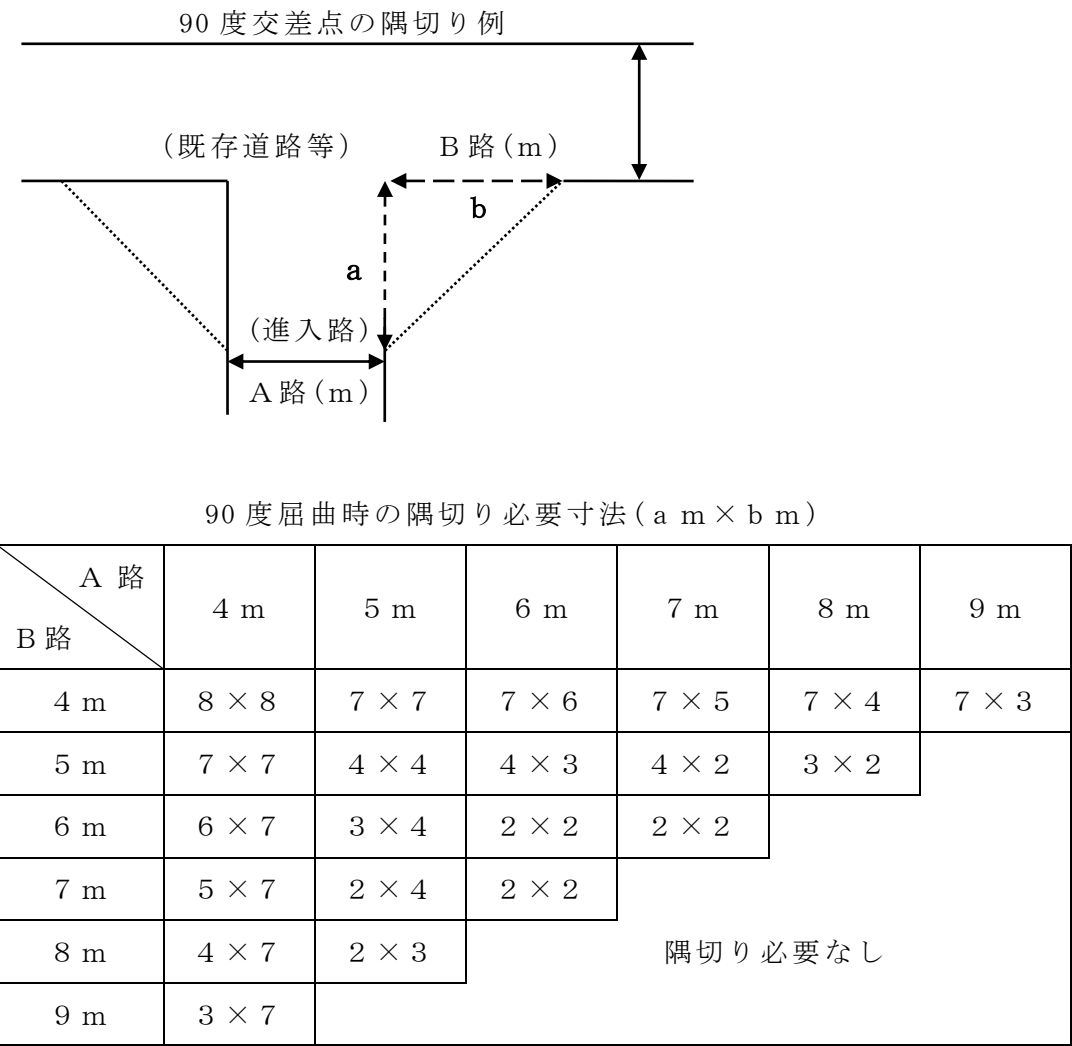
## (補則)

第 5 条 消防活動用空地等の設置について、建築物の用途、構造、設備、敷地の形状及び配置等の状況から判断して、消防長が消防活動上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

## 附 則

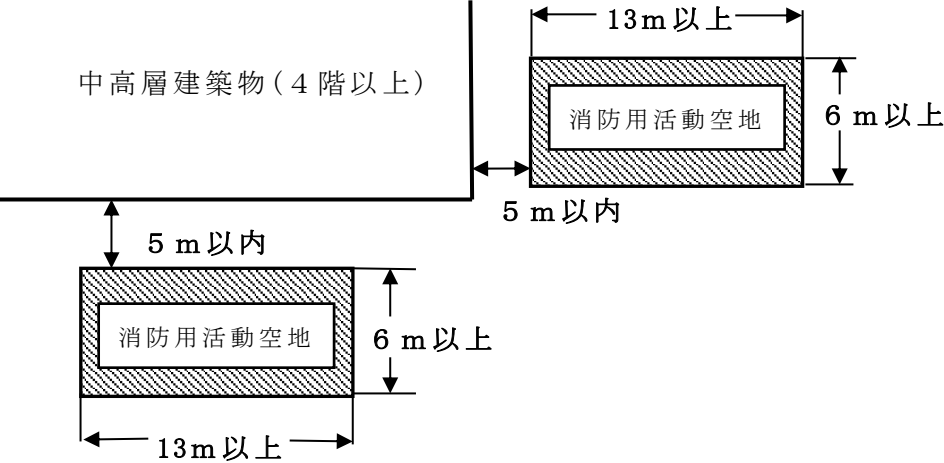
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別図 1 道路隅切り図

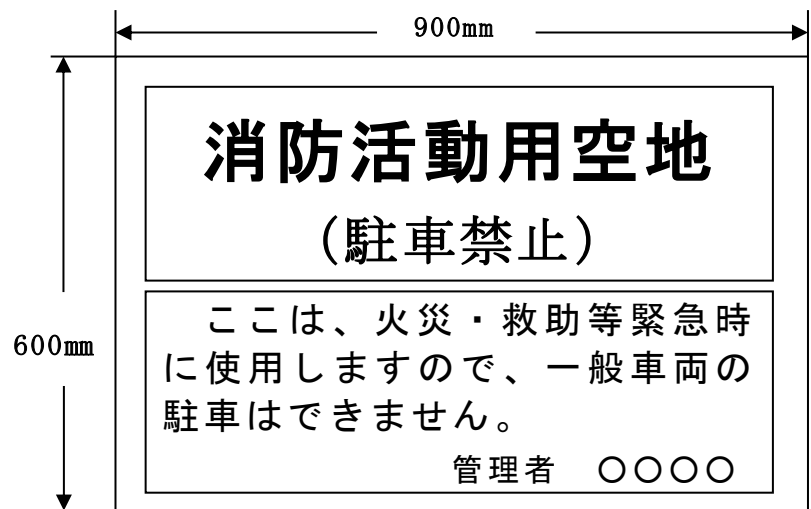


※道路の交差角度が 90 度以外の場合は、上表の数値を増減する。

別図 2 消防活動用空地の設置基本図



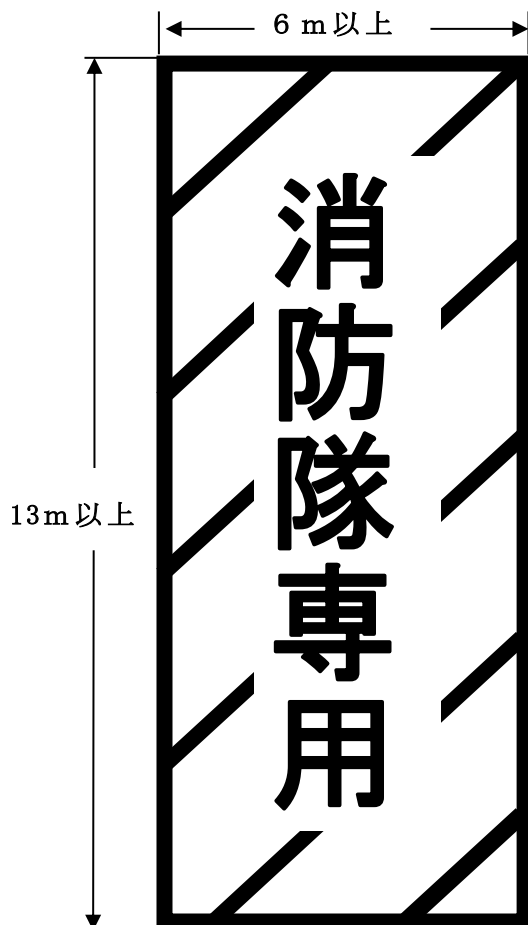
別図 3 消防活動用空地の標識詳細図



枠及び文字は赤色、地は白色

※標識板はアルミニウム合金製又はアクリル板等とする。

別図 4 消防活動用空地の標示詳細図



※ゼブラおよび文字の色は、白または橙色とする。